

平成30年10月18日

第16回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第16回総会議事録

1. 日 時 平成30年10月18日(木) 午後1時30分
2. 会 場 吉井田支所 大会議室
3. 出席委員 24名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 3番 柴山 栄重
4番 片平 隆 5番 加藤 良子 6番 宍戸 忠一
7番 渡邊 敏明 8番 加藤 功 9番 油井 妙子
10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
14番 渡邊 賢一 15番 尾形 寅昭 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 19番 渡邊 友一
21番 齋藤 貴裕 22番 宍戸 薫 23番 鈴木 顯典
24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員 13番 佐藤ミツエ 20番 黒澤喜久夫
6. 事務局の出席者
事務局 局長 石川 英弥
庶務係 係長 遠藤 彰 主 査 羽田 瑠美
農地係 係長 阿部 裕一 主 査 梅宮 央樹

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第6号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第6号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第7号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第9号 農業者年金業務(1)老齢年金支給裁定について
- 第10号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

農地係長 ご案内の時間となりましたので、開会に先立ち 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

農地係長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、進行を会長をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 13番：佐藤ミツエ委員、20番：黒沢喜久夫委員より欠席の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第23期第16回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第20条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

5番：加藤 良子 委員、17番：関 健一 委員 を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の梅宮主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局に議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(140件)】

合計140件、平成30年10月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転3件、賃借権設定3件、計6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番(発言を求める。)

議長 1番(発言を許可する。)

1番 区域番号1番、整理番号1番のご説明をいたします。譲渡人の経営縮小分を譲り受けるもので、譲受人は専業農家として営農しており、区域協議会では問題なしと判断しました。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

[異議なし。]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	区域番号2番、整理番号2番及び3番についてご説明申し上げます。2番は、譲渡人は体が悪く耕作できなくなり、譲受人は経営規模の拡大で営農状態に問題なく、3番は譲受人が同じで桃を栽培するとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	区域番号4番、整理番号4番及び5番についてですが、内容については記載のとおりであります。新規営農ではありますが、譲受人は大変意欲もあり区域協議会では何ら問題ないと判断いたしました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	3ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号6番について、内容については記載のとおりで、譲受人は近くの畑を耕作するため、区域協では問題ないと判断しました。皆様ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	4ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

処分についての案件は、市街化調整区域及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃借権設定5件、使用貸借権設定3件、計12件の許可申請で市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1番 区域番号1番、整理番号1番から3番についてご説明します。1番は、住宅敷地で周辺も宅地化しており、2番は分家住宅敷地で周辺農地の営農状況への支障の恐れもないと、区域協議会では許可相当ということで判断いたしました。3番は除染後の土の埋設事業のための一時転用で、資材置場です。区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から5ページ8番の5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 区域番号2番、整理番号4番は、除染の露天資材置場及び露天駐車場敷地で、営農条件に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

5番は農家住宅敷地で周辺農地への営農に支障なく区域協議会では問題ないと判断いたしました。

6番、7番、8番は一般住宅敷地で、営農条件に支障なく、特に区域協議会の中では問題ないということでした。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号10番から、6ページ12番までの3件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 区域番号5番、整理番号10番から12番についてご説明いたします。10番ですが、譲受人が耕作できず荒廃した農地を太陽光発電施設にするものです。11番は受人が孫の分家住宅敷地です。12番は住宅地にある畑の太陽光発電敷地で、いずれも周辺農地に支障なく区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、審議の程よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は、別添「調査書」のとおりです。 よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号13番についてご説明いたします。保育所の工事のため、一時転用の露天資材置場で、周りの農地の営農に支障はないとして区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの12件について、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	7ページをご覧ください。議案第3号、現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき、農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号5番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
17番	議長17番（発言を求める。）
議長	17番（発言を許可する。）
17番	区域番号5番、整理番号1番についてご説明申し上げます。昭和44年から工場が新設され、宅地に地目が変更されないまま、3社に渡り建物の所有権が移転になり、今の会社が倒産し、工場を競売にかけるため、裁判所で調査したところ、農地の転用がされていなかったことが判明したものであります。違反指導は市・県からもされておらず、50年以近く宅地課税され、現在も工場があり原状回復が困難なことから、区域協議会ではやむなしと判断しましたので、ご審議の程よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	それでは簡易採決により、議案第3号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第3号現況確認証明願出について、整理番号1番の1件について原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長	<p>8ページをお開きください。議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	整理番号1番についてご説明申し上げます。下水道の収容にあつたため、判明したものです。昭和55年に建設された石造りの農業用倉庫で施設の概要にあるとおり利用されていることを確認いたしました。区域協議会では問題ないと判断させていただきました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	異議なしと認め、議案第4号、農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明と決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
農地係長	<p>9ページをご覧ください。議案第5号、福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について福島市長より意見を求められた案件です。</p> <p>一般の利用権設定が27件、64,221㎡、所有権移転が2件、4,355㎡、JAふくしま未来：農地利用集積円滑化団体への貸付分6件、20,527㎡で、いずれの計画も経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。議案書10ページ、一般貸付分ですが、区域番号1番、整理番号1番から4番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」とおりです。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	区域番号1番、整理番号1番から4番について、設定を受ける者はいずれも専業農家で区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号5番及び6番の2件、判断基準の詳細は「議案書」とおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	区域番号2番、整理番号5番、6番について、再設定で若手後継者で問題なしと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	11ページ、区域番号4番、整理番号7番から10番までの4件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	区域番号4番、整理番号7番から10番までの4件ですが、いずれも所有者の耕作が難しく、設定を受ける者が営農を行えるとのことでしたので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	22番（発言を許可する。）
22番	区域番号5番、整理番号11番及び12番について、経営規模の拡大で区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	議案書12ページ、区域番号6番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	区域番号6番、整理番号13番についてご説明します。今まで借りていた方の耕作が難しくなり、別な受人が耕作するもので、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号14番から、13ページ整理番号27番までの14件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	区域番号7番、整理番号14番から27番までについてご説明します。再設定が5件で残りが新規設定であります。利用権の設定を受ける者はいずれも耕作可能であり、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	次に所有権移転についてですが、議案書14ページ、区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	区域番号2番、整理番号1番についてご説明します。経営規模の拡大による所有権移転で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	23番（発言を許可する。）
23番	区域番号7番、整理番号2番についてご説明します。移転を受けようとする者は近くに営農している農地があり、ハウスで育苗する予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	次に、JAふくしま未来貸付分ですが、議案書15ページ、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	1番（発言を許可する。）
1番	区域番号1番、整理番号1番についてご説明いたします。野菜中心の専業農家で4人の雇用をして営農しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔異議なし。〕
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号2番から16ページ4番の3件、判断基準の詳細は「議案書」のと

おりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 2 番 議長 1 2 番（発言を求める。）

議長 1 2 番（発言を許可する。）

1 2 番 区域番号 4 番、整理番号 2 番から、4 番についてご説明します。すべて再設定で、設定を受ける者は所有地すべてを耕作しており、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号 7 番、整理番号 5 番及び 6 番の 2 件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 3 番 議長 2 3 番（発言を求める。）

議長 2 3 番（発言を許可する。）

2 3 番 区域番号 7 番、整理番号 5 番及び 6 番についてご説明します。5 番については連作障害を避けるための新しい農地の耕作で、6 番については再設定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第 5 号について異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第 5 号福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 6 号について事務局の説明を求めます。

庶務係長 議案書 1 7 ページ、議案第 6 号、農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、認定農業者の再設定・新規認定について福島市長より意見を求められた案件です。

1 8 ページ、新規認定分につきまして、区域番号 4 番、整理番号 1 番の 1 件、判断基準の詳細は議案書のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 2 番 議長 1 2 番（発言を求める。）

議長 1 2 番（発言を許可する。）

1 2 番 区域番号 4 番、整理番号 1 番についてご説明します。1 0 年前から農業に従事しまして、意欲的に農業に取り組んでおりますので、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 1 9 ページ、次に再認定分についてご説明いたします。

2 番 議長 2 番（発言を求める。）

議長 2 番（発言を許可する。）

2 番 議案第 6 号、再認定、区域番号 1 番、整理番号 5 番の案件につきましては、私事に関連する

	案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により一時退席いたします。
議長	議事を一時休議します。2番、一時退席願います。
2番	(一時退席する。)
議長	それでは議事を再開します。
庶務係長	区域番号1番、整理番号1番から5番までの5件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	1番(発言を許可する。)
1番	区域番号1番、整理番号1番から5番についてご説明します。地域において中心となる専業農家で、能力及び設備等を見ても、いずれも経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 [異議なし。]
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	20ページ、区域番号2番、整理番号6番から21ページ、11番までの6件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
5番	議長5番(発言を求める。)
議長	5番(発言を許可する。)
5番	区域番号2番、整理番号6番から11番についてご説明します。いずれも5年後の目標に向け、経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 [異議なし。]
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号3番、整理番号12番及び13番の2件、判断基準の詳細は議案書のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番(発言を求める。)
議長	8番(発言を許可する。)
8番	区域番号3番、整理番号12番及び13番についてご説明します。いずれも経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 [異議なし。]
議長	ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。
庶務係長	区域番号4番、整理番号14番から、23ページ、整理番号25番までの12件、判断基準の詳細は議案書のとおりです。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番(発言を求める。)
議長	12番(発言を許可する。)

1 2 番 区域番号4番、整理番号14番から25番についてご説明します。いずれも地域のリーダー的存在で意欲的に農業に取り組んでおります。経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 24ページ、区域番号6番、整理番号26番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 1 番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

2 1 番 区域番号6番、整理番号26番についてご説明します。地域の中心となる存在で、経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 区域番号7番、整理番号27番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2 3 番 議長23番（発言を求める。）

議長 23番（発言を許可する。）

2 3 番 区域番号7番、整理番号27番についてご説明します。親子での共同申請で経営改善計画のとおり経営予定で、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔異議なし。〕

議長 ご意見ございませんので、次の説明をお願いします。

庶務係長 次に、25ページ、認定農業者の新規分についてですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

1 番 議長1番（発言を求める。）

議長 1番（発言を許可する。）

1 番 区域番号1番、整理番号1番についてご説明します。JAファームで農業の勉強をして、野菜を中心として営農する計画で、自身で直売所も経営したいとのことで、周囲の協力もあり、特に問題ないと区域協議会では判断いたしました。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

8 番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8 番 新規農業者で現況の経営面積が18aの記載がありますが、40aの新規営農基準を現在はクリアしているのでしょうか。

議長 事務局

庶務係長 現状18aの記載ございますが、世帯で所有している農地については48aございます。今

後作付面積を目標に向け伸ばしていくとのことで、市の基本構想に照らして適切であり、認定農業者の条件をクリアしていることから、認定新規就農者として記載されているものであります。

議長 その他、ご意見、ご質問ありませんか。

〔異議なし。〕

議長 それでは簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし。〕

議長 異議なしと認め、議案第6号農業経営改善計画の認定に係る承認議決について、原案のとおり決定いたします。

2番が入室しますので、議事を一時休議いたします。

2番 (入室、着席する。)

議長 次に報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書26ページ、報告第1号 農地等の買受適格証明願出について、区域番号1番、整理番号1番から27ページ、9番までの9件について、記載内容の受理を行っております。

議案書28ページ、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番から5番の4件、区域番号5番、整理番号6番及び7番の2件、29ページ、区域番号6番、整理番号8番及び9番の2件、区域番号7番、整理番号10番から13番までの4件、以上13件について、記載内容の受理を行っております。

議案書30ページ、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番の1件、区域番号2番、整理番号2番の1件、区域番号3番、整理番号3番の1件、区域番号4番、整理番号4番の1件、区域番号5番、整理番号5番から31ページ、7番までの3件、以上7件について、記載内容の受理を行っております。

議案書32ページ、報告第4号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の受理を行っております。

議案書33ページ、報告第5号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、区域番号1番、整理番号1番から34ページ7番までの7件、区域番号3番、整理番号8番から10番までの3件、区域番号4番、整理番号11番から13番までの3件、区域番号5番、整理番号14番の1件、以上14件について記載内容の受理を行っております。

議案書36ページ、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号4番、整理番号2番及び3番の2件、区域番号7番、整理番号4番及び5番の2件、計5件について記載内容の受理を行っております。

議案書37ページ、報告第7号、民事執行法による売却に係る照会に対する回答（調査結果）について、区域番号3番、整理番号1番の1件について、記載内容の回答を行っております。

議案書38ページ、報告第8号、地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）につい

	<p>て、区域番号2番、整理番号1番の1件、区域番号3番、整理番号2番の1件、区域番号6番、整理番号3番の1件、以上3件について、記載内容の回答を行っております。</p> <p>議案書39ページ、報告第9号、農業者年金業務（1）老齢年金支給裁定について、区域番号6番、整理番号1番の1件について、進達し裁定されたものです。</p> <p>議案書40ページ、報告第10号、農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について、区域番号3番、整理番号1番の1件、区域番号5番、整理番号2番の1件、以上計2件について、記載内容の証明を行っております。</p>
議長	<p>只今の報告について、ご質問等ございませんか。</p> <p>（質問なし。）</p>
議長	<p>ご質問ございませんので、以上で報告を終了します。</p> <p>次に、平成31年度農作業賃金・農作業料金標準額の設定についてですが、経営近代化対策小委員会へ付託をいたしますので、渡邊友一小委員会委員長並びに小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局担当者が説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>次に、平成30年度、第3回ふれあい体験の事業報告を、実行委員長の古関委員より報告をお願いします。</p>
古関委員	<p>9月29日土曜日に実施いたしました第3回ふれあい体験について報告いたします。当日は大人10人、子供11人の計21人の参加をいただき、落花生とサツマイモの収穫作業をいたしました。作業終了後、じょーもぴあ宮畑で収穫した落花生とサツマイモをゆでて食べました。子供たちは初めて食べるゆでた落花生に感動していました。今回もたくさんのお土産を各委員からいただき、参加者に大変喜んでいただけました。ご協力ありがとうございました。</p>
議長	<p>続きまして、10月9日、「平成31年度福島市農地等利用最適化推進施策についての意見提出」をしましたので、事業報告を会長職務代理の大宮篤司委員よりお願いします。</p>
会長職務代理	<p>市長に対する意見書の提出について説明いたします。10月9日に市長に意見書を提出して参りました。出席者は会長、私、小委員会長油井委員長、七区域会長が農業委員会から出席し、市長に意見書を提出いたしました。市長からは6次産業化に協力いただきたい旨、トップセールスで各地に行ってきた報告がありました。その中で福島のブランド化はまだ道半ばである旨話がありました。また、福大と連携協定を結んだ旨報告があり、福大に多額の援助をすることから、地元に戻元するように大学に伝えた旨話がありました。出席した委員からは、各作物の状況について説明をし、有害鳥獣対策と耕作放棄地対策、新規就農者対策の充実、認定農業者の収入保険制度についての掛け金の補てんについて要望をいたしました。市長からは、新規就農者が親元就農するおり、法人化して雇用するなど、就職しやすい環境を視野に入れるべきと話があり、有害鳥獣対策についても、被害が拡大しているので体制の再構築もありうるのではないかと話がありました。学校給食の話もありましたが、現在給食の県産物の占める自給率が30数パーセントで他市と比べて低く、学校給食の県産物の自給率を上げないと他へのセールスも難しいのではないかと話がありました。今回会長の発案で、リンゴ、ナシ、ブドウ、花などを各委員が持ち寄りまして、会場に籠に盛って、昼食時にそれをつまみながら、和やかな雰囲気の中で会談することができました。</p>
議長	<p>次に、行事報告及び予定につきましては、先に開催されました各区域協議会において、ご報</p>

事務局 告いたしました但追加、変更等があれば、事務局より報告願います。
追加、変更等ございません。

議長 その他、皆様から何かございませんか。
〔その他、発言なし。〕

議長 何もないようですので、これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理よりあいさつ)

議長 慎重審議ありがとうございました。これで第16回総会を終了いたします。

(午後3時15分)

平成30年10月18日

これは、福島市農業委員会第16回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 5番 _____

議事録署名人 17番 _____